

防研総第726号
24. 6. 26
改正 防研総第457号
27. 4. 10

各 部 長
戦史研究センター長 殿
図 書 館 長

防 衛 研 究 所 長

防衛研究所業務継続計画について（通達）

標記について、別添のとおり策定したので、この実施に遺漏のないよう期せられたい。

添付書類：防衛研究所業務継続計画

防衛研究所業務継続計画

(首都直下地震への対応)

平成24年6月

防 衛 研 究 所

目 次

	(頁)
1 本計画の目的と構成	・ ・ ・ ・ 1
(1) 本計画の目的	・ ・ ・ 1
(2) 本計画の構成	・ ・ ・ 1
2 被害想定と業務継続のための執務環境の確保	・ ・ ・ ・ 1
(1) 被害想定	・ ・ ・ 1
(2) 首都直下地震による防衛研究所庁舎への影響等	・ ・ ・ 2
(3) 防衛研究所来訪者の帰宅困難者数	・ ・ ・ 3
(4) 平素からの執務環境の確保	・ ・ ・ 3
ア 庁舎・ライフラインの復旧資材等の確保	・ ・ ・ 3
イ 非常用災害物品の確保	・ ・ ・ 3
ウ 什器転倒防止対策	・ ・ ・ 3
エ 情報通信対策	・ ・ ・ 4
オ 広報	・ ・ ・ 4
カ 他機関との連携	・ ・ ・ 4
(5) 地震発生後の執務環境の確保	・ ・ ・ 4
ア 庁舎	・ ・ ・ 4
イ ライフライン	・ ・ ・ 5
ウ 通信機器等	・ ・ ・ 5
エ 警備対策	・ ・ ・ 6
オ 火災対応	・ ・ ・ 6
カ 防衛研究所来訪者の帰宅困難者対応	・ ・ ・ 6
キ 負傷者対応	・ ・ ・ 6
3 防衛研究所の非常時優先業務	・ ・ ・ ・ 6
(1) 非常時優先業務の抽出	・ ・ ・ 6
(2) 応急対策業務	・ ・ ・ 7
(3) 一般継続重要業務	・ ・ ・ 7
(4) 細部計画の作成	・ ・ ・ 7
4 業務継続のための執行体制	・ ・ ・ ・ 8
(1) 非常事態対策本部の設置	・ ・ ・ 8
(2) 参集要員等の指定	・ ・ ・ 8
(3) 勤務時間外に地震が発生した場合の行動	・ ・ ・ 9

ア	参集要員の行動	．．． 9
イ	非参集要員の行動	．．． 9
(4)	勤務時間内に地震が発生した場合の行動	．．． 9
ア	参集要員の行動	．．． 9
イ	非参集要員の行動	．．． 9
(5)	安否確認及び参集状況の把握	．．． 9
ア	安否確認	．．． 9
イ	参集状況の把握	．．． 10
(6)	権限委任	．．． 10
5	教育・訓練及び業務継続計画の見直し	．．． 11
(1)	教育・訓練計画	．．． 11
(2)	業務継続計画の見直し	．．． 11
(3)	その他	．．． 11

1 本計画の目的と構成

(1) 本計画の目的

本計画は、防衛省業務継続計画（平成21年5月防衛省）を前提とし、首都直下地震が発生した場合における業務継続の観点から、地震の発生によって生じる災害応急対策業務等の緊急的な対策業務（以下「応急対策業務」という。）と、防衛研究所の通常業務であって業務継続の優先度が高い業務（以下「一般継続重要業務」という。）との両者を合わせた業務（以下「非常時優先業務」という。）の継続性を確保するために必要な取組みを定めることを目的として策定するものである。

(2) 本計画の構成

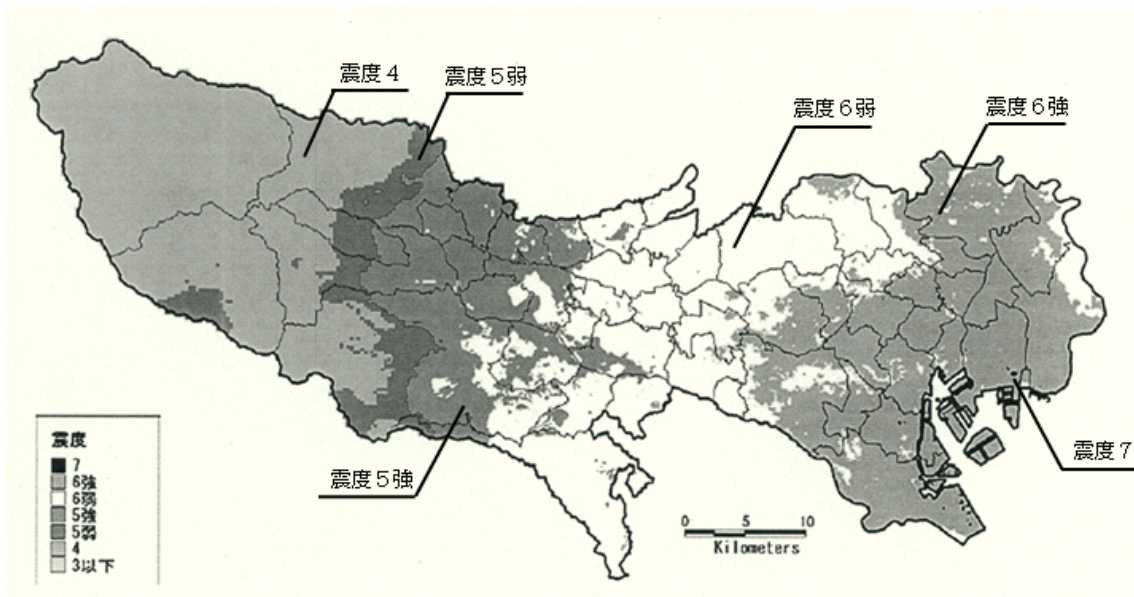
本計画は、第1項の本計画の目的と構成、第2項の被害想定と業務継続のための執務環境の確保、第3項の防衛研究所の非常時優先業務、第4項の業務継続のための執行体制及び第5項の教育・訓練及び業務継続計画の見直しの5項から構成され、これらを定めることにより非常時の業務継続力向上を図る。

2 被害想定と業務継続のための執務環境の確保

(1) 被害想定

被害想定は、東京湾北部を震源とするM7.3の地震が冬の18時に風速8m/sで発生した場合（被害が最も大きいケース）とし、詳細の前提条件を次のように設定する（東京都防災会議「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」（平成24年4月18日）の被害想定）。

- 死者約9,700人。負傷者約14万7千人（うち重傷者2万2千人）
- 帰宅困難者約517万人
- 避難者：1日後約339万人（屋外の滞留者約163万人）
- 建物全壊約30万4千棟（うち火災消失18万8千棟）
- ライフライン施設被害による供給支障率
 - 電力 17.6%が停電
 - ガス 26.8%が供給停止
 - 上水道 45.2%が断水
 - 通信 7.6%が固定電話不通



震度分布（東京湾北部地震（M7.3））

(2) 首都直下地震による防衛研究所庁舎への影響等

地震発生後は、身の安全を確保しつつ、安全な場所に一時的に避難するものとする。

防衛研究所庁舎への影響等については、庁舎が全倒壊しないことを前提とし、次のとおり影響等を見積もる。

ライフライン等	想定される影響・被害
庁舎	建物の一部倒壊。執務室等の窓ガラスが破損。また、昇降機内や破損建物内に閉じ込められる可能性あり。
電気	停電した場合、約1～2日で復旧見込み。空調は使用できない可能性あり。
ガス	事業所の設備被害の復旧には、1～2カ月程度を要する見込み。
上水道（飲料水、トイレ洗浄水等）	上水の供給が途絶した場合、3日以内に復旧する見込み。
下水道（トイレ、給湯室等）	下水道本管が破損した場合は、3日間使用できない可能性あり。

防衛研究所電算機システム	転倒等によりパソコン、プリンタ及びサーバが破損する可能性あり。サーバ（本体）が壊れた場合は、長期使用不可となる可能性あり。
インターネット	インターネット閲覧については、通信回線断線等外部要因に影響され、発災後6日間程度使用不能になる可能性あり。
電話	電話については、かかりにくい状況になる見込み。
什器（オフィス家具）	転倒防止策を講じていない場合の平均転倒率は約65%を想定

※ 内閣府、国土交通省及び東京消防庁等の資料を参考に想定

(3) 防衛研究所来訪者の帰宅困難者数

平日において地震発生した場合、数名程度の防衛研究所来訪者が帰宅困難者となると予想される。

(4) 平素からの執務環境の確保

ア 庁舎・ライフラインの復旧資材等の確保

迅速に各庁舎・ライフラインの復旧作業が行えるよう、電気・給排水等の資材及び救出用機材セットを計画的に確保する。

イ 非常用災害物品の確保

非常用災害物品については、計画的に確保する。

非常用災害物品及び備付け場所については、企画部総務課長が別に定める。

ウ 什器転倒防止対策

地震により什器（書庫、事務機器等（情報通信関連機器を除く。））が転倒、移動又は落下した場合、それ自体が負傷の原因となるとともに、内容物の散乱やパソコンその他事務機器の破損等により、業務の継続に支障を来すことが考えられる。それらを未然に防止する必要から、各部等において、以下の措置が行われるよう指導及び監督する。

(ア) 不安定な什器等で転倒及び移動のおそれがあるものは、転倒及び移動防止のための固定具等により壁面・床面等に固定する。

(イ) 上記固定が困難な場合は、配置替えを行い措置を講ずる。

(ウ) 什器等の上に、重量物など落下被害のおそれのあるもの等を置かないよう指導し、常時点検する。

なお、具体的な対策の実施に当たっては、東京消防庁の「オフィス家具類・一般家電製品の転倒・落下防止対策に関する指針」を参考とする。

エ 情報通信対策

(ア) 保守業者との緊急連絡体制の確保

地震発生後、情報通信機器等の早期復旧ができるよう、保守業者との緊急連絡体制について確保する。

(イ) サーバ（本体）の移動及び転倒防止等

サーバ（本体）の移動、転倒防止及びパソコンプリンタの落下防止等各種情報通信機器の転倒防止及び落下防止について適切な処置を講じる。

(ウ) ネットワーク配線及び機器等の確保

HUB及びLANケーブルの破損に備え、予備のHUB及びLANケーブルを確保する。

(エ) 個人用端末に保存されている重要データのバックアップ

- a サーバ破損に備え定期的にデータバックアップを実施する。
- b 個人端末において、自ら必要なデータを可搬記憶媒体にバックアップするよう教育を実施する。

オ 広報

防衛研究所のホームページを活用し、適切な情報発信に努める。

カ 他機関との連携

地震発生時の業務継続に関し、平素からの同一地域に所在する他機関との連携体制の確保に努める。

(5) 地震発生後の執務環境の確保

ア 庁舎

(ア) 被災状況点検及び補修

人命の安全確保上問題となる被害が想定されるため、企画部総務課職員が中心となり、安全を確保しつつ庁舎の一斉点検を実施し、被害状況を早期に把握するとともに、必要に応じ専門的部署に点検等を依頼する。

電気、ガス等による出火防止の処置、重要書類の保全及び搬出等の措置については、「防火及び消防に関する達」（防衛研究所達第6号）を準用する。

執務室等の窓ガラスが破損した場合は、ガラスの飛散や風雨等により執務環境が著しく阻害されるため、シートや合板等で

応急復旧を行う。また、庁舎に雨漏りが生じた場合は、シートで覆う等の処理を行う。

(イ) 昇降機、執務室等に閉じ込められた職員等の救出策

職員等が昇降機内に閉じ込められた場合には、昇降機の維持管理受託者が専門技術者を努めて早期に派遣し、必要な処置を講じる。

また、職員等が執務室等に閉じ込められた場合は、他の職員が救出用機材等を使用し救出を行う。

(ウ) 執務室の被災状況確認

職員は「地震発生時チェックシート」（別紙第1）に基づき、各執務室の被害状況の確認と使用の可否を判断し、各執務室への立ち入りの可否が分かるような表示を行う。

イ ライフライン

(ア) 電力

防衛研究所の業務継続のために必要な各種機器のほとんどが電力に依存しているため、被災の影響により電力の供給が停止した場合は、業務継続が困難となる。日頃から必要最小限の非常用災害物品の準備及びノートパソコンの充電等を実施する。

なお、商用電力の途絶対策として業務継続に必要な電力を確保するため、非常用電源設備の整備に努めることとする。

(イ) ガス

地震発生後は、ガスの供給は停止するが、ガス供給会社が施設点検を行い、所掌部署と早期に連絡を取り異常がなければ供給を依頼する。

(ウ) 上水道

地震発生後は、庁舎への上水の供給を一時停止するが、所掌部署と早期に連絡を取り異常がなければ供給を依頼する。

上水道本管からの供給が途絶した場合、受水槽等に貯留されている上水を使用する。

(エ) 下水道

庁舎内の排水管等に損傷が生じた場合、一部トイレが使用不可能となるが、復旧までの間は異常のない他庁舎のトイレ又は簡易トイレを使用する。

ウ 通信機器等

(ア) 情報通信機器等

地震発生後は、各部等の情報システム情報保証責任者（補助者）は速やかに情報通信機器（端末、HUB及びLANケーブル

ル等)の被害状況を確認し、企画部総務課情報システム情報保証責任者(補助者)に報告するとともに、被害が発生した場合は、企画部総務課情報システム情報保証責任者(補助者)が保守業者に連絡し、早期復旧に努める。

(イ) 電話設備等

地震発生後は、各部等において電話設備の被害状況を確認し、被害が発生した場合は、速やかに企画部総務課総務・管理係を通じて所掌部署へ整備依頼し、早期復旧に努める。

エ 警備対策

職員は、東京都指定広域避難場所へ移動する来訪者及び近隣住民等の混乱を防止するため、防衛研究所付近の危険箇所をロープ等で立ち入り制限するとともに、適切に誘導する。

オ 火災対応

火災を発見した職員は、「防火及び消防に関する達」(防衛研究所達第6号)に基づき、直ちに初期消火を実施するとともに、消防機関へ通報し、周辺に火災発生を知らせる(自動火災警報装置が周辺にある場合は、発信器ボタンを押し通報する。)

カ 防衛研究所来訪者の帰宅困難者対応

周辺状況が明らかでなく、危険が伴う可能性がある状況で帰宅困難者を退去させることは適切でないため、職員は、滞在を望まない者を除き、帰宅困難者を安全の確認ができた施設に一時収容させる。負傷者については、同一地域にある他機関の医務室等治療施設に依頼するとともに誘導する。

帰宅困難者の帰宅時期については、周辺状況を踏まえ所長(所長不在の場合は副所長)が判断する。

キ 負傷者対応

地震による負傷者の救護は、付近に居合わせた者が速やかに対応し、同一地域にある他機関の医務室等治療施設に搬送を行う。

3 防衛研究所の非常時優先業務

(1) 非常時優先業務の抽出

首都直下地震が発生した場合、防衛研究所の業務のうち特に継続実施が不可欠とされる業務を「防衛研究所優先業務」として、限られた人的・物的資源をこれらの業務に集中的に投入する必要がある。

このため、防衛研究所が行うべき個々の業務について、地震発生により業務を停止した場合の影響を分析し、地震発生後2週間以内にその業務が適切に行えないことによる影響が懸念されるものを、

非常時優先業務として抽出する。

(2) 応急対策業務

地震発生による新規緊急業務も応急対策業務として非常時の優先業務とし、防衛研究所庁舎等の被災に係る応急対策業務(庁舎の被災状況確認及び応急処置、情報通信機器点検及び通信確保並びに帰宅困難者対処等)を非常時優先業務とする。

(3) 一般継続重要業務

首都直下地震に係る応急対策業務を行っている最中であっても、図書及び戦史史料の保全業務を継続する。また、教育継続については、関係部署との調整により決定する。

(4) 細部計画の作成

地震発生後の相当の混乱が予想される中での確に非常時優先業務を遂行できるようにするためには、各部等において、あらかじめ組織及び個人別に非常時に何を行うべきか時系列で整理しておき、これを関係者が共有することが効果的である。

防衛研究所の代表的な非常時優先業務

対応目標時間	業務のカテゴリー	非常時優先業務
地震発生後直ちに ～3時間以内	応急対策業務	○非常事態対策本部の設置 ○職員等安否確認及び救援活動 ○庁舎被災状況点検業務 ○庁舎ライフライン点検業務 ○情報通信機器点検業務 ○庁舎応急補修業務 ○報道対応業務
	一般継続重要業務	○情報収集業務 ○図書及び戦史史料の保全業務 ○教育継続に係る関係部署との調整
1 2時間以内	応急対策業務	○帰宅困難者対処

3日以内	応急対策業務	○必要物資の緊急調達業務 ○首都直下地震発生により生起及び増大する業務(負傷者等の後送及び人事的処置)
2週間以内	応急対策業務	○物品管理業務

4 業務継続のための執行体制

(1) 非常事態対策本部の設置

迅速かつ的確な意思決定を行うため、原則として部長会議構成員のうち参集可能な者からなる「非常事態対策本部」を設置する。

(2) 参集要員等の指定

各部等の長は、本計画で抽出した防衛研究所非常時優先業務を遂行するために必要な職員（以下「参集要員」という。）及び安否等確認担当者をあらかじめ指定しておく。当該職員の異動があった際には、速やかに新しい参集要員及び安否確認担当者の指定を行う。指定に当たっては特定の職員に負担が偏らないように、定期的に見直しを行う。

各部等の長は、参集要員及び安否確認担当者を企画部総務課長（総務・管理係気付）へ通報するものとする。

なお、震災後3日程度は交通機関が機能停止すると想定されるとともに、防衛研究所から20km以遠の居住者の参集は困難であると想定されることから、参集要員は防衛研究所から20km以内に居住する職員から、負傷等の理由により参集要員の4割が実際には参集できない可能性があることを前提にして必要な要員を指定する。ただし、防衛研究所から20km以遠に居住する職員であっても非常時優先業務実施のために特に必要な職員は参集要員に指定する。

また、参集要員が不足する部等がある場合には、当該部等以外の職員から参集要員をあらかじめ指定する。

(参考：徒歩による職員参集の考え方(省の基準による。))

- ・地震発生後1時間後：3km圏内の職員のうち約6割が参集可能
- ・地震発生後3時間後：9km圏内の職員のうち約6割が参集可能
- ・地震発生後12時間後～3日後：20km圏内の職員のうち約6割が参集可能
- ・地震発生後3日以降：公共交通手段が徐々に回復し20km圏外の職員も徐々に参集可能

(3) 勤務時間外に地震が発生した場合の行動

ア 参集要員の行動

参集要員は、「東京23区内震度6強」以上の情報を把握次第、家族を含めた安否状況を、各部等安否確認担当者に報告するとともに、指示を待つことなく徒歩又は自転車等により防衛研究所に参集する。参集時には負傷しないための措置をしつつ、可能な限り照明用具、本人用の飲食物及び着替えを携行し参集する。参集後は直ちに非常時優先業務に従事する。なお、本人又は家族が負傷した場合等参集できない場合には、各部等安否確認担当者に報告するとともに、上司の指示を仰ぐ。

イ 非参集要員の行動

非参集要員は、「東京23区内震度6強」以上の情報を把握次第、家族を含めた安否状況を各部等安否確認担当者に報告した上で、連絡が取れる態勢をとって、自宅等で待機し、上司からの指示を待つ。待機の間、自宅等周辺での救出・救助活動及び避難者支援に携わる等、地域貢献、地元自治体への協力を積極的に取り組む。交通機関が復旧を開始する地震発生後3日目を目途に、速やかに参集を開始し、登庁後は上司の指示を受けつつ、執務室の復旧及び非常時優先業務従事者の補佐等に直ちに従事する。

(4) 勤務時間内に地震が発生した場合の行動

ア 参集要員の行動

参集要員は、家族の安否を確認しつつ、非常時優先業務を遂行する。

ただし、建物の倒壊又は倒壊のおそれがあるなど利用に支障を来す場合は、周辺に建物がなく、職員の安全が確保できる場所又は安全を確保できる建物へ避難するよう上司が指示する。

イ 非参集要員の行動

非参集要員は、しばらくの間庁舎内で待機し、安否が確認されていない参集要員の家族の確認や庁舎内の復旧業務、連絡調整業務、非常時優先業務支援及び庁舎内被災者支援に従事する。

ただし、建物の倒壊又は倒壊のおそれがあるなど利用に支障を来す場合は、周辺に建物がなく、職員の安全が確保できる場所又は安全を確保できる建物へ避難するよう上司が指示する。

(5) 安否確認及び参集状況の把握

ア 安否確認

各部等の長は、地震発生時に職員及びその家族の安否確認を迅速に行う態勢を確保し、管下の職員に周知徹底する。

なお、安否確認の方法については企画部総務課長が別に定める。

イ 参集状況の把握

(ア) 勤務時間外に地震が発生した場合

職員は職員自身及びその家族の安否情報を各部等所定のメールアドレス及び各部等安否確認担当者携帯電話のメールアドレス（複数名を各部等で指定しておく。）に速やかに携帯メール等により報告を行い、状況により、災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板サービス等の連絡方法により連絡を行う。

各部等安否確認担当者は、直ちに参集し、「職員安否確認及び参集状況票」（別紙第2-1）を用いて各部等の安否確認情報の集計を行う。各部等の長は、安否確認情報の集計を企画部総務課長へ通報するものとする。企画部総務課（人事）は、「職員安否確認及び参集状況集計表」（別紙第2-2）を用いて各部等の安否情報を取りまとめ、事務官等については大臣官房秘書課に、自衛官については人事教育局人事計画・補任課に安否情報を報告する。

(イ) 勤務時間内に地震が発生した場合

家族の安否確認を早期に行えるよう、普段から家族内での携帯メールや災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板サービス等の連絡方法を確認しておくよう周知徹底する。

(6) 権限委任

地震発生後には、所長及び副所長が事故等により不在になる場合が考えられるが、不在の場合でも非常時優先業務が迅速かつ適切に遂行できるよう執務代行者を次のとおり定める。

不在者	執務代行者	備考
所長及び副所長	研究幹事	
所長、副所長及び研究幹事	企画部長	建制順の部長等

また、各部等において執務代行者をあらかじめ定めておくものとする。

ただし、所長、副所長及び各部等の長が防衛研究所へ参集できない状況にあっても、連絡が取ることができ、指示を仰ぐことができる場合は除く。

5 教育・訓練及び業務継続計画の見直し

(1) 教育・訓練計画

首都直下地震を想定した定期的な教育・訓練を計画し、業務継続計画の全職員への周知徹底と地震発生時に職員のとるべき行動を十分把握させることにより、防衛研究所業務継続計画の実効性の向上を図る。

(訓練の例)

職員安否確認訓練

職員参集訓練

庁舎点検

消防訓練

(2) 業務継続計画の見直し

定期的な訓練等を通じ、課題を洗い出すとともに業務継続力向上のために必要な対策を検討し、必要に応じて本計画の更新を行う。

なお、予算措置等が伴う対策については、計画的に実施していく。

(3) その他

その他細部については、企画部総務課長が別に定める。